

# 習志野市 危機管理指針

平成28年4月



# 習志野市危機管理指針目次

## 第1章 総 則

第1節 目的	P1
第2節 定義	P1
1 危機	P1
2 危機管理	P2

## 第2章 危機管理の基本方針

第1節 危機対応の事前準備	P3
1 危機に関する調査・研究	P3
2 点検・確認の実施	P3
3 訓練・研修への取り組み	P3
4 市民及び事業者への情報提供	P3
5 ボランティア団体等との協力体制の確立	P3
6 関係機関等との連携強化	P3
第2節 緊急時の対応	P3
1 危機発生時の組織体制	P3
2 活動方針の決定	P3
3 市民、事業者及び関係機関等と連携した応急対策の実施	P4
4 自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請	P4
5 危機広報	P4
第3節 危機終息後の対応	P4
1 危機終息の確認と広報	P4
2 市民生活の安定・復旧	P4
3 点検及び検証	P4

## **第3章 市の責務**

<b>第1節 基本的責務</b>	· · · · ·	P5
<b>第2節 計画等の策定及び実施</b>	· · · · ·	P5
1 計画の策定	· · · · ·	P5
2 マニュアル等の策定	· · · · ·	P5
3 危機管理における計画とマニュアルの基構図	· · · · ·	P6
<b>第3節 職員の責務</b>	· · · · ·	P6

## **第4章 協力**

<b>第1節 市民の協力</b>	· · · · ·	P7
1 危機に対する準備	· · · · ·	P7
2 訓練への参加	· · · · ·	P7
3 市民同士の連携・協力	· · · · ·	P7
<b>第2節 事業者の協力</b>	· · · · ·	P7
1 市への協力	· · · · ·	P7
2 市民等との連携・協力	· · · · ·	P7
<b>第3節 ボランティア事業者の協力</b>	· · · · ·	P7
1 危機に対する準備	· · · · ·	P7
2 訓練の実施	· · · · ·	P7
<b>第4節 関係機関等の協力</b>	· · · · ·	P7
1 危機に対する準備	· · · · ·	P7

## **第5章 危機管理の推進体制**

<b>第1節 危機管理における責務及び役割の明確化</b>	· · · · · P8
1 市長	· · · · · P8
2 副市長	· · · · · P8
3 危機管理監	· · · · · P8
4 危機管理課	· · · · · P8
5 各部長	· · · · · P8
<b>第2節 危機発生時の本部体制</b>	· · · · · P8
<b>第3節 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会</b>	· · · · · P8
<b>第4節 各部危機管理担当者</b>	· · · · · P8

# 習志野市危機管理指針

## 第1章 総 則

### 第1節 目的

この指針は、習志野市における危機管理の基本方針を示すもので、危機対応の事前準備、緊急時の対応及び危機終息後の対応について、全庁的に考え方の統一を図り、本市が取り組むべき基本的な事項を定めることで、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限に抑制することを目的とする。

### 第2節 定義

この指針において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

#### 1 危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」、「市の行政運営に重大な支障を及ぼす事態」及び「市の信頼を大きく失墜させる事態」をいう。この指針においては、これを「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」、「新型インフルエンザ等の感染症」及び「事件等の緊急事態」の四つに大別して定義する。

##### ①災害

災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

##### ②武力攻撃事態等及び緊急対処事態

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」等をいう。

また、緊急対処事態とは、同法第 25 条第 1 項で定められている大規模なテロなど武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

##### ③新型インフルエンザ等の感染症

新型インフルエンザ等の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等の感染症及び同条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

##### ④事件等の緊急事態

事件等の緊急事態とは、小規模テロ、新型インフルエンザ等の感染症以外の重篤な感染症、環境汚染、行政業務妨害、個人情報漏えい、職員に関する事件・事故、市施設での事故、そ

の他の事態で、①から③までに規定するもの以外の危機をいう。

## 2 危機管理

危機管理とは、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」、「新型インフルエンザ等の感染症」及び「事件等の緊急事態」に対し、危機の発生を未然に防止するとともに、危機の発生に備え、危機の発生後は、被害等の軽減を図り危機を收拾し、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

## 第2章 危機管理の基本方針

### 第1節 危機対応の事前準備

危機対応の事前準備では、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、緊急時の対応及び危機終息後の対応を実施するための準備に万全を期すように努める。

#### 1 危機に関する調査・研究

平常時から危機発生に関する要因・危険度・被害などについて調査・研究を行い、危機に対する予防・被害の軽減などの対策に反映させる。

#### 2 点検・確認の実施

所掌事務や情報連絡及び緊急体制の点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるように努める。

#### 3 訓練・研修への取り組み

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画・立案し、積極的に取り組む。

また、訓練後には検証を行い、十分な効果を発揮できるように努める。

#### 4 市民及び事業者への情報提供

市民及び事業者と連携し、協力体制の強化に努めるとともに、危機管理に関する知識・技術を始め、危機に関する調査・研究の成果などの情報も積極的に提供し、市民及び事業者と情報を共有していく。

また、市民及び事業者が危機に際して自発的な活動が行えるよう、危機に対する訓練等への積極的な参加を呼びかける。

#### 5 ボランティア団体等との協力体制の確立

危機発生時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティア団体等との信頼関係を確立し、連携・協力の体制づくりを推進する。

#### 6 関係機関等との連携強化

危機発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努める。

### 第2節 緊急時の対応

危機発時には、被害や影響を最小限に抑制するため、応急対策を実施する。

応急対策は、本市組織の能力を最大限に活用し、市民の生命の安全を最優先として事態を迅速に収拾するため、最善を尽くす。

#### 1 危機発生時の組織体制

危機発時には、職員自らが安全を確保した後、直ちに危機対応に必要な体制を執り、機動的かつ横断的に対応する。

危機の規模及び被害、又は社会的な影響等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、あらかじめ定められた計画に基づいて、対策本部へ迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行う。

#### 2 活動方針の決定

危機発時には、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な活動方針を決

定する。また、これを周知徹底し、確実に応急対策を実施する。

### 3 市民、事業者及び関係機関等と連携した応急対策の実施

危機発生時には、被害や影響を最小限に止めるために、市民、事業者及び関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急医療・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収拾する。

### 4 自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請

危機発生時には、その危機の発生規模や被害状況により、自衛隊及び他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合には、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。

### 5 危機広報

危機発生時には、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報は、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供する。また、情報の内容はできる限りわかりやすく、市民の立場に立った情報となるように努める。

## 第3節 危機終息後の対応

危機終息後の対応は、市民生活の回復を図るため、支援等を行う。

さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を行い、危機管理全体の向上に努める。

### 1 危機終息の確認と広報

危機又は被害の拡大のおそれがないと認められるときは、危機の発生現場及び周辺地域の安全性の確認を行う。

また、危機の発生現場及び周辺地域の安全性が確認されたときは、市民等への広報を行う。

### 2 市民生活の安定・復旧

危機の終息後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被災者の生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民生活の早期回復と自力復興の促進に努める。

### 3 点検及び検証

危機の終息後に、危機管理全体について総合的な点検及び検証を行い、予防及び被害の軽減などの改善策を明確にし、計画、マニュアル等にこの検証結果を反映させる。

## 第3章 市の責務

### 第1節 基本的責務

市は、市の有する全ての機能を十分に発揮するとともに、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進しなければならない。

### 第2節 計画等の策定及び実施

市は国、他の地方公共団体、その他の関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及びこの指針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたって必要なマニュアル等を策定し、これを実施する。

#### 1 計画の策定

この指針の目的を実現するため、市は次の計画を策定する。

##### ①習志野市地域防災計画

「習志野市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、習志野市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「習志野市防災会議」が策定する計画であり、計画全般の基本方針や業務の大綱を定める「総則編」と災害の種類に応じて定める「震災編」、「風水害編」及び「大規模事故編」の四編で構成する。

##### ②習志野市国民保護計画

「習志野市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び「千葉県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に備えて、国民の保護のための措置の実施に関する計画として策定する。

##### ③習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画

「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限に抑制し、社会・経済機能の低下に至らせないことを目的に策定する。

##### ④習志野市緊急事態対処計画

「習志野市緊急事態対処計画」は、この指針に基づき、小規模テロ、新型インフルエンザ等の感染症以外の重篤な感染症、環境汚染、行政業務妨害、個人情報漏えい、職員に関する事件・事故、市施設での事故、その他の事態に対処するための計画として策定する。

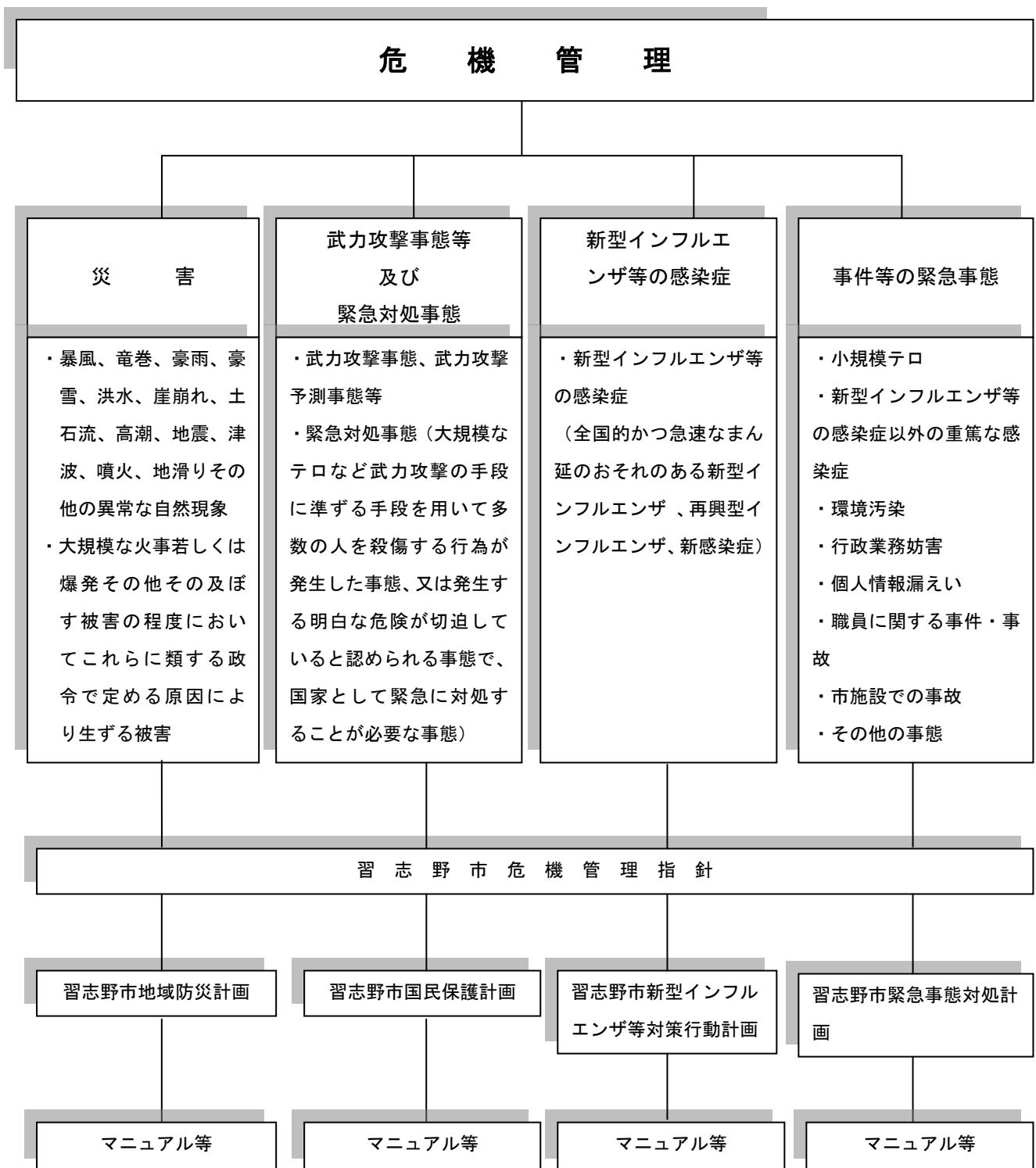
#### 2 マニュアル等の策定

各部は、関係部、関係機関等と協議し、各計画に基づき、所掌事務毎の危機に対し、円滑な危機対応の遂行を図るため、具体的な対応手順をまとめたマニュアル等を作成する。

なお、「部」とは、次のとおりとする。

政策経営部、総務部、協働経済部、健康福祉部、都市環境部、こども部、会計課、教育委員会学校教育部、教育委員会生涯学習部、消防本部、企業局業務部、企業局工務部、議会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局

### 3 危機管理における計画とマニュアルの基本構図



#### 第3節 職員の責務

職員は、常に危機管理に関する知識・技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対策に関する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに行政運営への支障を最小限に抑制するように努める。

## 第4章 協力

### 第1節 市民の協力

#### 1 危機に対する準備

市民は、平常時から様々な危機に備えるために、危機管理に関する知識・技術の習得に努めるとともに、自ら建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、情報入手手段の確認など、危機に備えるための手段を講ずるように努める。

#### 2 訓練への参加

市民は、危機に対する訓練に参加することで、危機に際しての自発的な活動などを行えるように努める。

#### 3 市民同士の連携・協力

危機管理において、市民は、相互に連携を図るとともに、市の危機管理に積極的に協力するよう努める。

### 第2節 事業者の協力

#### 1 市への協力

市内で産業活動を行う者（以下「事業者」という。）は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、その社会的責任に基づき、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努める。

#### 2 市民等との連携・協力

危機管理において、事業者も地域社会の一構成員として、積極的に市民や地域の自主防災組織などと相互に連携・協力するよう努める。

### 第3節 ボランティア事業者の協力

#### 1 危機に対する準備

ボランティア事業者は、平常時から構成員間の連携を密にして、活動体制の整備を図るように努める。

#### 2 訓練の実施

ボランティア事業者は、危機に対する訓練を実施し、危機発生時に効果的な支援活動を行えるよう努める。

### 第4節 関係機関等の協力

#### 1 危機に対する準備

関係機関等は、危機発生時に応急対策を的確かつ効果的に実施できるよう、活動体制の強化と推進に努める。

## 第5章 危機管理の推進体制

### 第1節 危機管理における責務及び役割の明確化

危機管理全般に対する、責務及び役割を明らかにし、より迅速かつ的確に対応できるよう、次のように定める。

#### 1 市長

市の危機管理における最高責任者として、平常時は、市全体における危機の予防に最善を尽くす。

また、危機発生時には、対処方針を明示し、強いリーダーシップを發揮して、危機被害の軽減及び早期収束に努める。

#### 2 副市長

市長を補佐し、市長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### 3 危機管理監

市長及び副市長を補佐し、危機管理全般の実務に関する統括責任者として、平常時は各部に対する指導、助言を行う。

また、危機発生時には、危機情報の集約分析を行うとともに、その対策に係る総合調整を行う。

#### 4 危機管理課

平常時は、各部における危機管理体制の整備状況（マニュアル等の整備、研修の実施等）について進行管理及び助言、指導を行うとともに、庁内における危機情報の共有化に努める。

また、危機発生時には、市長を補佐し、情報の収集、分析、各部との連絡調整及び協力を行う。

#### 5 各部長

平常時は、所掌事務における危機管理の責任者として危機管理に努め、部内を監督する。

また、危機発生時には、危機管理監の指導、助言又は指示を受け、関係部長、関係機関等との横断的な連携を図り、危機の早期収束に向けた応急対策を実施する。

### 第2節 危機発生時の本部体制

危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた計画に基づいて初動体制をとる。また、危機の状況や規模に応じて対策本部を設置し、危機に迅速かつ的確に対応する。

なお対策本部は、市長を本部長とし、各計画において定められた課が事務局となる。

### 第3節 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会

危機管理の総合的な推進を図るために全庁的な情報共有、連絡調整、本指針及び計画、マニュアル等の策定や修正等を行うために設置する。

### 第4節 各部危機管理担当者

各部における危機管理に関する意識の啓発とその管理体制の整備強化等を図るために設置する。